

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○知事指定薬物の指定 (薬務課) 一

○農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 一

○県営土地改良事業換地計画の縦覧(二件) (農村整備課) 一

○保安林の指定の予定 (森林整備課) 二

○道路の区域変更 (道路課) 二

○道路の供用開始 (同) 三

○都市計画の変更 (都市計画課) 三

### 監査委員

○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表 三

○定期監査結果に対する措置の公表 五

### 収用委員会

○大谷川浜大谷川事件裁決手続開始決定の更正決定 九

### 雑 報

○宮城県市町村職員共済組合平成二十八年度決算の要旨の公表 九

○仙台市職員共済組合平成二十八年度決算の要旨の公表 一一

## 告 示

○宮城県告示第五百九十二号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年六月二十三日

### 一 知事指定薬物の名称

1 化学名 ニー(メチルアミノ)ーニフェニルシクロヘキサニールーオン及びその塩類(通称名: Deschloroketamine 又はDXE 又はDCK)

2 化学名 ー(四クロロフェニル)ーニメチルプロパンーニアミン及びその塩類(通称名: 4-CMA 又はP-CMA)

3 化学名 ー(四シアノブチル)ーニ(ニフェニルプロパンーニール)ーヒン  
ダゾールーニカルボキサミド及びその塩類(通称名: CUMYL-4CN-BINACA)

### 二 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が生ずる日

平成二十九年六月二十四日

○宮城県告示第五百九十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十九年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

平成二十九年六月二十三日

○宮城県告示第五百九十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業沖富地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年六月二十六日から平成二十九年七月二十五日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第五百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業鹿島台東部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十九年六月二十六日から平成二十九年七月二十五日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び大崎市鹿島台総合支所

○宮城県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢合道五一の五、五二の一、字本沢深山二の一、一五の一、一五の二、三八の三、三九の一、四八の一、字本沢佐中三の二七、三の二八、字本沢天神七二の一、一迫字長崎不動西二〇の一、二〇の四、二〇の二九、三三の一、三三の三、三三の五、鶯沢南郷野山六八・七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 弘川町向線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
本吉郡南三陸町歌津字伊里前三三四番	前A	四・四 六・四	一四〇・五	Bは、関係図

三地先から 同郡同町歌津字伊里前二三番四地先 まで		後		面に表示する 敷地の区分を いう。
		A	B	
		四・四 六・四	九・三 九・五	一四〇・五 一七六・四

○宮城県告示第五百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	払川町向線	本吉郡南三陸町歌津字伊里前二三番四地先から同郡同町歌津字伊里前二三番四地先まで	平成二十九年七月一日

○宮城県告示第五百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を次のとおり変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・二〇二号 女川海岸線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

女川町石浜字崎山の一部

2 廃止する部分

女川町石浜字崎山の一部

監 査 委 員

○宮城県監査委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年6月23日

宮城県監査委員	齋 藤 正 美
宮城県監査委員	坂 下 賢 賢
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加 里

記

1 監査委員の報告日

平成29年3月28日

2 通知のあった日

平成29年6月1日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 緊急小口資金特別貸付金償還金において、多額の長期未収金が認められたので、引き続き改善を図る必要がある。

(ロ) 財産の管理において、目的以外に使用しているものが認められたので、改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(イ) 宮城県社会福祉協議会においては、平成27年度に内陸部の未償還者に対する催告書の送付を実施し、また、平成28年度は沿岸部の未償還者に対する催告書の送付を実施するなど、債務者に対して制度理解を促し、緊急小口資金特別貸付金の未収金の縮減に取り組んでいる。県においては、緊急小口資金特別貸付金の未収金の縮減対策について宮城県社会福祉協議会との意見交換を適宜行い、未収金の縮減がいつそう進むよう指導・助言を行っている。

(ロ) 管理運営に関する基本協定書第13条に基づき適正に管理物件を管理するよう努めさせるとともに、目的以外に使用する場合には、事前に承認を求めるよう指導する。

また、指摘事項に該当する条項に関わらず、各指定管理施設を適正に管理するよう、指定管理者に対して、管理運営に関する基本協定書の内容について、関係職員に確認を徹底させるよう指導する。

(2) 団体名 公益財団法人宮城県国際化協会

イ 監査委員の報告の内容

(1) 理事会での承認等が必要となる重要な取引において、適正なキャッシュが確保されていないと認められたので、改善を図る必要がある。

(ロ) 一般正味財産増減額が6期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(1) 当該取引については、利益相反取引にあたることの認識が不十分だったことから、認識を改めるとともに、利益相反取引前の理事会での承認及び取引後の報告義務を怠っていたことによる法令違反の状態を速やかに解消するよう指導を行った。  
また、債権の利息として受け取る利益を計上する際、現金主義ではなく発生主義により計上するよう改めるとともに、理事会の開催実績については、「決議の省略」で行ったものを「書面」と記載し実績に含めていたものを改め、実際の会議開催件数のみを実績報告とするよう指導した。

今後も、公益法人関係法令等に反することのないよう十分に指導を行っていく。  
(ロ) 当法人は、平成22年度から経常収支がマイナスとなり財務基盤が脆弱化してきたことを受け、第IV期宮城県公社等外部団体改革計画において「改善支援団体」に区分されたことから、収支均衡を目標に、管理費の抑制と効率的な運営を行うための指導・助言を行うとともに、健全な財務基盤の確立に向けた経営改善計画の策定を求めたところである。

平成27年度には、平成28年度から32年度までの5年間で計画期間とする「経営改善プラン」が策定され、収支均衡を図るべく事業の見直しや収入の確保に取り組んでいるところであり、平成29年度以降は経常収支が黒字となる見込みとなっている。

今後も、健全な運営を維持すべく、作成した経営改善プランの達成に向けて指導・助言を行っていくこととする。

(3) 団体名 株式会社仙台港貿易促進センター

イ 監査委員の報告の内容

期末において、累積欠損金が増加したため、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

年4回の取締役会等の開催時期にあわせて、仙台港周辺の物流環境や現在の経営状況等につ

いて報告を求めた。

現在は単年度黒字化していることから、当面は現状の経営を維持しながら、累積損失の早期縮減・解消にむけ、売上の確保、コストの削減、更なる改善策の検討及び推進等を求めていく。また、必要に応じてアドバイザーをするなど側面的支援を行っていく。

(4) 団体名 公益財団法人みやき林業活性化基金

イ 監査委員の報告の内容

(1) 正味財産増減計算書において、指定正味財産増減の部に計上すべき基本財産評価損益等が投資有価証券評価損益等として経常増減の部に計上されていたものが認められたため、改善を図る必要がある。

(ロ) 一般正味財産増減額が3期連続でマイナスとなっていたので、運営改善を図る必要がある。

(イ) 財務諸表において、計数、勘定科目が著しく不適正なものが認められたため、引き続き改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

(1) 基金は、指摘を受けた指定正味財産を充当した基本財産評価額の計上先の違いについて、再度、税理士と検討を重ねた結果、平成28年度決算から、指摘のとおり正味財産増減計算書の該当する勘定科目を修正することとした。

果としては財務諸表の計上科目について税理士等との調整により決定していたことを確認し、基金に対し、税理士と計上先について速やかに結論を出すように求めた結果、上記の対応となった。今後においても、税理士等の専門家と調整を重ねて、会計処理の適正化を図るよう指導する。

(ロ) 基金は平成25年に公益財団法人に移行し、専ら公益目的事業の実施により、林業労働力の確保や林業就業者の就労条件の改善に取り組んできたが、毎年一般正味財産増減額がマイナスの状況にあった。これは移行前から実施してきた林業事業者への各種社会保険等の掛金に対する助成金を見直すことなく、公益法人移行後も維持してきたために発生したものであることが基金において確認された。

今回の指摘を受けて基金は、この助成事業の予算規模を計画的に縮減するための見直しを平成27年度及び平成28年度の予算理事会において承認を受け、平成30年度には支出超過を解消する予定となった。

果としては、基金に対し運営改善を図るため、事業規模の見直し等について早期に実施するよう指導したところ、上記のとおり基金において原因が確認されたことから、県の指導のもと、平成30年度末までに事業見直しによる支出超過の解消を図ることとなった。

今後においても引き続き、基金による計画的な事業規模の縮減について適正に実行されるよう指導する。

また、上記対策の他に財政健全化に向けて各事業に要する費用について精査し、必要に応じて県に相談の上、改善するよう指導していく。

(イ) 基金は指摘のあった不適正な伝票処理について、事業担当者に会計処理の理解不足があったことが原因であったため、以下のとおり改善を図ることとした。

a 財団の会計担当者及び森林組合連合会の経理担当者の複数のチェックができるように体制を整え、仕訳伝票の様式を改善した。

b 委託契約に基づき、毎月定期の支出が発生する顧問料については、支払いの延滞を防ぐため、普通預金から自動的に引落しするよう改善した。

c 法人会計と事業会計間の取引きについて誤りがあったため、期中に完結する案件、翌期にまたがった案件など、特に分かりにくい処理について共通の統一した方法を記載した処理方針を作成した。

d 共通の処理を徹底するため、伝票作成に関わる全職員を対象に処理方針の内容等、適正な会計処理についてOJTを行い、統一した方針による会計処理ができるように改善した。

県としては不適正な伝票処理について早急な対応を求めた結果、平成28年12月より仕訳伝票の様式を改め、複数人によるチェック体制を導入したことにより改善が図られているものと思われるが、今後同様な誤りが発生しないよう、適切なチェック体制の維持について、引き続き指導する。

また、特に分かりにくい処理項目について、新たに作成された処理方針を確認したところ、案件毎の仕訳伝票の作成方法等の方針が示されており、ヒューマンエラーの発生が防止できる内容であることが認められた。引き続き適正な会計処理が実施されるよう間違いやすい処理の対応方針について職員全員が共有するとともに、OJTを通して職員のスキルアップを継続的に行うよう指導した。

なお、今後は基金から四半期毎に残高試算表を県に提出させることとし、内容について定期的に確認した上で必要に応じて直接調査・指導していく。

(5) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

イ 監査委員の報告の内容

期末において、累積欠損金が増加したため、引き続き経営改善を図る必要がある。

ロ 措置の内容

鉄道会社の経営改善にあつては、これまで「仙台空港鉄道株式会社改革支援プラン行動計画」

の実施や、県からの借入金（転貸債）金利及び元本償還期間の見直しなど、鉄道会社の経営安定化に向けた措置を講じたところである。

また、平成28年度の利用者数が過去最高となる年間344万人を記録するなど、継続的に実施してきた利用促進のためのPR活動などの効果が表れてきているが、経営利益は、開業以降アイナスの赤字決算が続いている状況にあり、鉄道会社の安定的な経営に向けて、収入の基盤となる運賃収入のほか、運賃外収入の増加に向けた更なる取組が必要などところである。

鉄道会社の運賃収入の大半は、空港利用者が占めることとなるため、仙台国際空港株式会社等の関係機関と連携のうえ、「仙台空港アクセス鉄道の利便性向上等に関する意見交換会」を設置し、より利便性の高い鉄道ダイヤや、空港アクセスにふさわしいアメニティの確保などの検討を重ねた結果、平成29年3月のダイヤ改正において、3往復の増便と時隔改善が行われ、鉄道利用者の利便性向上が図られたところである。

県としては、今後、早期の単年度黒字化に向け、更なる利便性向上とアメニティ確保に向けた意見交換会における検討を継続するとともに、鉄道会社の経営目標について、鉄道会社と基本的な方向性を整理し、鉄道会社自らが短期、中・長期的な目標を早期に設定できるよう支援していく。

○宮城県監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成29年6月23日

宮城県監査委員	齋藤正美
宮城県監査委員	坂下賢
宮城県監査委員	石森建二
宮城県監査委員	成田由加里

記

1 監査委員の報告日

平成29年3月28日

2 通知のあった日

平成29年5月18日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 仙台南県税事務所

監査委員の報告の内容

イ 監査委員の報告の内容  
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

・平成26年度収入未済額  
現年度分 915,028,595円  
過年度分 1,471,741,520円  
合 計 2,386,770,115円

ロ 措置の内容  
平成28年3月に策定した、「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成28年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済の縮減及び税収確保に努めた。

ロ 措置の内容  
県税滞納額縮減対策3か年計画(平成28年3月策定)、平成28年度県税事務運営及び平成28年度県税事務実施計画に基づき、滞納額の縮減に努めた。  
個人県民税については、住民税徴収対策会議の開催、県税還付金情報の提供、車両保有状況調査支援や仙台市と在仙3県税事務所との情報交換会の開催等により、仙台市との連携強化を図り収入未済額の縮減に繋げた。

イ 監査委員の報告の内容  
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

イ 監査委員の報告の内容  
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

イ 監査委員の報告の内容  
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

イ 監査委員の報告の内容  
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

イ 監査委員の報告の内容  
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

イ 監査委員の報告の内容  
県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

現年度分	941,910,857円
過年度分	1,175,622,329円
合 計	2,117,533,186円

現年度分	116,736,889円
過年度分	226,450,056円
合 計	343,186,945円

ロ 措置の内容  
平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成28年度県税事務運営」及び「平成28年度事務実施計画」に基づき次のとおり収入未済額の縮減と税収確保に努めた。

個人県民税については、管内市町村と協働で滞納整理等を行う実働組織「チームT.O.T.O」による対象案件32件の滞納整理を実施し、一層の滞納額縮減に努めた。また、「チームT.O.T.O」対象事業以外にも共同催告など市町村支援のための各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、「県税滞納額縮減対策3か年計画」に掲げる差押えなどの滞納処分を中心とした取組を徹底するため、早期の財産調査に努め、預貯金、給与、自動車などの差押えを積極的に実施した。また、長期滞納事業や換師の見込みない長期差押財産の見直しを行い、徴収緩和制度も適切に適用し、収入未済額の縮減に努めた。

(4) 北部県税事務所  
イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額	現年度分	100,335,573円
	過年度分	358,612,303円
	合 計	458,947,876円
・平成26年度収入未済額	現年度分	113,961,925円
	過年度分	395,105,009円
	合 計	509,066,934円

ロ 措置の内容

個人県民税については、「個人住民税徴収対策会議」(年2回、栗原地域事務所と合同)、「滞納処分実務研修会」(年1回)を開催し、情報交換や滞納処分技術向上の支援を図ったほか、県税職員の管内市町村徴税吏員兼任発令及び管内市町村徴税吏員の相互兼任発令職員による「兼任職員徴収対策会議」を年8回にわたり開催し、各市町村からリストアップされた案件について、滞納整理方針や進捗状況等について協議を行い、滞納額の縮減を図った。また、相互兼任発令職員による差押え・捜索を行うチームを編成し、預金差押え、訪問折衝等の徴収対策を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、財産調査の早期着手に努め、預貯金等債権の差押えを主体に効果的な滞納処分を実施した。また、財産調査の結果、担保力がないと判断した滞納者に対しては、滞納処分執行停止等の措置を行い適切な徴収対策を講じた。

(5) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額	現年度分	23,007,630円
	過年度分	59,529,522円
	合 計	82,537,152円
・平成26年度収入未済額	現年度分	22,605,363円
	過年度分	65,706,244円
	合 計	88,311,607円

ロ 措置の内容

個人県民税については、北部県税事務所と共同で住民税徴収対策会議を開催し、栗原市との連携強化、徴収スキルの向上等に努めた。また、当所の職員5名を栗原市職員(徴税吏員)に兼任発令し、特別徴収未納者に対し共同で訪問催告(20件)することを始め、滞納整理機構実施の捜索(栗原市の案件)に捜索員として2名が参加するなど、収入未済額の縮減と徴収確保支援に努めた。

個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝、財産調査に努めたほか、納税力があるにもかかわらず納税に応じない者には滞納処分を積極的に進めた。

なお、滞納処分は、換師が容易である債権差押えを中心としている一方、困難案件については、捜索・動産差押えを実施し市町村合同公売会やインターネット公売に出品し徴収確保、収入未済額の縮減に努めている。

特に年度末においては、納税力がない者に対する滞納処分執行停止を進めた。

(6) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成27年度収入未済額
--------------

現年度分 43,238,492円

過年度分 105,892,864円

合計 149,131,356円

・平成26年度収入未済額

現年度分 39,124,790円

過年度分 126,125,838円

合計 165,250,628円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成28年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と税収の確保に努めた。

個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、共同催告・共同徴収・異税還付金の差押支援や市町職員の滞納整理技法向上を図るための研修会開催など市町を積極的に支援する事業を実施した。

個人県民税以外については、早期の折衝・催告を行うとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、差押え等の滞納処分を実施した。さらに資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。

(7) 気仙沼保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

需用費において、支払遅延による運収加算金の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じらるたい。

(内容)

ガス料金の支払いが遅れたことにより運収加算金が発生した。

・件数 1件

・運収加算金 1,196円

ロ 措置の内容

支払遅延の再発を防止するため、今後の公共料金等支出の事務処理に当たっては、会計事務月例カレンダーを作成し担当班長及び出納員がチェックを行うとともに、支出処理の年間のスケジュールを班員にも見えるように壁面に張り、処理した都度その日付を記入するなど、複数目のによるチェック体制を充実させ、内部統制の強化を図り適正な支出業務を実施する。

(8) 仙台家畜保健衛生所

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じらるたい。

(内容)

臨時職員の賃金について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

・件数 1件

・支給額 162,783円

ロ 措置の内容

出納員と給与担当者の2名で行っていた支払予定日の確認について、内部統制のため当所で使用している「履行確認一覧表」の出納確認を次席の出納員が行い、3名の確認体制とした。

(9) 中新田高等学校

イ 監査委員の報告の内容

報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じらるたい。(内容)

非常勤職員の報酬について、支給定日を過ぎて支給していたもの。

・件数 4件

・支給額 182,136円

ロ 措置の内容

職場内研修等で、担当者だけでなく事務室内で関係法令等の理解を深めることはもちろんであるが、期限のあるものについては、スケジュール管理表を作成し、複数で確認することとした。また、出納員は、支払い確認期限日にも再度確認することとした。

(10) 利府高等学校

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支給額の誤りによる一部金額の支払遅延が認められたので、今後再発しないよう対策を講じらるたい。(内容)

・件数 2件

・正支給額 171,261円

・誤支給額 145,276円

・追給額 25,985円

ロ 措置の内容

今回の支給額の誤りについては、社会保険被保険者に該当しない任用形態であったものを誤加入し賃金から控除したことによるもの。また、通勤手当相当額の月限度額を誤ったことによ



雑 報

○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十九年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十八年度決算の要旨を公告する。

平成二十九年六月二十三日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 大 友 喜 助

り後日追給したものであることから、会計事務の手引きを再確認するとともに研修会に参加し自己研鑽を積み制度理解を図っている。併せて、非常勤職員等取扱事務処理マニュアルで事務手続きを確認するとともに、チェックシートを作成して複数でのチェック体制の強化を図り再発防止に努めている。

(1) 仙台北警察署

イ 監査委員の報告の内容

賃金において、支給額の誤りによる一部金額の支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。

(内容)

・ 件数 1件

・ 正支給額 132,755円

・ 誤支給額 120,425円

・ 追給額 12,330円

ロ 措置の内容

本支払遅延にあつては、支給調書の支出金額を見誤つて支出決議を行ったことが原因であることから、決裁時に支出決議担当者以外の職員が、手計算により検算を行い、支給金額誤りの防止対策を講じた。

また、職員個々の担当業務のみにとらわれず、相互のチェック機能を向上させるため、会計業務全般についての指導教養を行った。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第26号

平成29年 3月6日付けで当委員会が行つた大谷川地区海岸改修工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで）及び県道女川牡鹿線改築工事（宮城県石巻市大谷川浜小浜山地内から同市大谷川浜二重坂地内まで）（大谷川浜大谷川事件）に係る裁決手続開始決定について、平成29年 6月12日付けで別紙のとおり更正する。

(注) 別紙は、宮城県収用委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務時間を定める規程（平成元年宮城県規則第45号）に規定する県の執務時間とする。

平成29年 6月23日

宮 城 県 収 用 委 員 会

宮城県市町村職員共済組合平成28年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
13	20	1	17	51

2 組合員数及び標準報酬月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市町村長	特定消防	市町村長長期	船員一般	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	16,680	34	1,809		10	302	18,835
標準報酬月額 (千円)	長期	5,996,288	21,020	616,406		4,040	6,637,754
	短期	6,277,288	27,970	616,406		4,040	7,028,474
1人当たり標準報酬月額 (円)	長期	359,490	618,235	340,744		404,000	358,159
	短期	376,336	822,647	340,744		404,000	373,160

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	21	2	3	1	1	1	29

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)											
負担金	5,611,105	14,029,218	769,851	164,513		200,888	175,078				
掛金・保険料	5,688,060	8,963,249	769,852				169,750				
施設収入・商品売上								256,028			
連合会交付金	101					96,700	17			465	
利息及び配当金	576				77,640	139	298	819	561,900	98,846	
その他収入	502,962					308	13,757	28,145	2,968		20,269
他経理から繰入金						11,085		90,032			
前年度繰越支払準備金	789,924										
計	12,592,728	22,992,467	1,539,703	164,513	77,640	309,120	358,900	375,024	564,868	99,311	20,269
(支 出)											
給付金	5,074,012										
負担金払込金		14,029,218	769,851	164,513							
掛金・保険料払込金		8,963,249	769,852								
役員給与						136,535	15,990	123,269	6,416	5,582	3,816
特定健康診査等費							20,324				
旅費・事務費						12,955	4,280	2,509	3,035	2,864	619
商品仕入								7,684			
飲食材料費								49,357			
委託費						4,842	6,354	12,090	48	3	
支払利息					77,640				506,316	73,770	8,933
老人保健拠出金	48										
退職者給付拠出金	129,995										
前期高齢者納付金	2,304,841										
後期高齢者支援金	2,007,274										
病床転換支援金	11										
介護納付金	857,670										
連合会払込金	139,340									5,229	
連合会拠出金	503,295										
他経理へ繰入金	11,085						90,032				
その他支出	14,605					150,117	242,326	155,884	3,211	2,062	3,544
次年度繰越支払準備金	777,622										
計	11,819,798	22,992,467	1,539,703	164,513	77,640	304,449	379,306	350,793	519,026	89,510	16,912
差引当期利益金	772,930					4,671		24,231	45,842	9,801	3,357
差引当期損失金							20,406				
年度末支払準備金	777,622										
年度末資本剰余金						40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	2,685,195					349,593	1,193,040	112,848	2,033,928	638,220	173,200

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十九年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十八年度決算の要旨を公告する。

平成二十九年六月二十三日

仙台市職員共済組合

理事長 稲 葉 信 義

仙台市職員共済組合平成28年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び標準報酬の月額、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市 長	特定消防	継続長期	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	8,137	1	1,002	1	103	9,244
標準報酬の月額 (千円)	長期	3,646,390	620	445,490	560	4,093,060
	短期	3,725,320	1,270	445,950		4,209,230
1人当たり標準報酬の月額 (円)	長期	448,125	620,000	444,601	560,000	447,769
	短期	457,825	1,270,000	445,060		455,397

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	6	1	7

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
(収 入)									
負担金	2,854,777	8,498,166	465,904	97,362		39,724	97,226		
掛金・保険料	2,877,522	5,429,165	465,881				94,595		
利息及び配当金					32,403			126,975	51,770
その他収入	311,127					58,038			276
他経理からの繰入金						13,581			
前年度繰越支払準備金	418,974								
計	6,462,400	13,927,331	931,785	97,362	32,403	111,343	191,821	126,975	52,046
(支 出)									
給付金	2,787,669								
役職員給与						40,331	1,940	1,625	6,519
旅費・事務費						9,638	347	211	1,133
委託費						3,074	1,462	173	131
支払利息					32,403			114,308	32,403
連合会払込金	82,620	13,927,331	931,785	97,362					2,844
連合会拠出金	298,168								
老人保健拠出金	24								
退職者給付拠出金	77,363								
前期高齢者納付金	635,346								
後期高齢者支援金	1,120,303								
病床転換支援金	6								
介護納付金	502,663								
他経理へ繰入金	13,581								
その他支出	1,823					46,248	155,949	540	1,528
次年度繰越支払準備金	422,470								
計	5,942,036	13,927,331	931,785	97,362	32,403	99,291	159,698	116,857	44,558
差引当期利益金	520,364					12,052	32,123	10,118	7,488
年度末支払準備金	422,470								
年度末資本剰余金							1,513		
年度末利益剰余金	1,749,401					54,046	458,654	405,161	1,174,050